

「国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則」について

1 概要

公益信託については、これまで、各主務官庁による許可及び監督が行われてきたところ、令和8年4月1日施行の公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「新法」という。）によって、主務官庁制が廃止され、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）による認可及び監督の制度が創設されることとなっている。

これに伴い、各主務官庁が所管する公益信託の許可等に関する規則を廃止する必要がある。

2 規則の廃止

国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和59年国家公安委員会規則第2号）を廃止することとする。

3 施行規則

新法の施行の日（令和8年4月1日）